事 業 紹 介

人権相談·啓発等事業(大阪府委託事業)

I. 人権相談事業

|1| 府民向け人権相談事業

1) 人権相談窓口の開設

平日:月~金曜日 9:30~17:30 (祝・年末年始除)

夜間:火曜日 17:30~20:00

休日:毎月第4日曜日 9:30~17:30

方法:電話、面談、ファックス、手紙、E メール等

2)「人権問題別集中相談」(第4日曜日) 当事者団体や支援団体の協力で人権問題別の相談 同和問題 $(4 \cdot 10 \, \text{月})$ 、 $\text{the same of } 10 \, \text{fm}$ 依存症(6・12月)、ひきこもり等(7・1月)、社会 的養護 (8・2月)、自殺防止 (9・3月)

3)「出張相談」

来訪しにくい場合に相談員が出張して相談を実施。

4)「出張相談会」 就労等の相談会の会場において出張相談会を実施。

|2| 人権相談サポート事業

- 1) 市町村・地域における「ケース会議」の調整助言
- 2) 市町村等の相談事業への支援

3 専門家連携相談支援事業

1) 弁護士との連携

「人権相談弁護士ネットワーク」と連携し、相談員へ の助言、相談員が弁護士事務所に同行して相談。

日時:毎週金曜日13:30~16:30

2) 他の専門家との連携

社会保険労務士等から電話・面談による助言。

3) 当事者団体・支援団体との連携 ピアカウンセリング等、当事者や支援者から助言。

|4| 相談事案等集約・分析事業

1) 相談事案等の集約

「人権相談機関ネットワーク」から相談事案を集約。

2) 相談事案等の分析

「相談等集約・分析企画委員会」で課題等を検討。

- 3) 相談等集約・分析の「まとめ」の情報発信と啓発 メールマガジンやホームページ等で情報発信。
- 4)「相談事例研究会」(ケーススタディ) 相談事案等をもとにブロック別研究会で検討。

|5| 人権相談機関ネットワーク運営事業

- 1)「おおさか相談フォーラム」の開催(2月頃)
- 2) 加盟機関の相談員のスキルアップの取り組み。
- 3) 加盟団体拡充の取り組み。

Ⅱ. 人権啓発支援事業

|1| 人権啓発アドバイザー事業

- 1) 常勤アドバイザーの設置 市町村の要請に応じて人権啓発のアドバイス。
- 2) 専門アドバイザーによるアドバイス 人権啓発の専門家によるアドバイスを実施。

|2| 人権関連情報収集・提供事業

- 1) 人権関連情報の収集
 - ①新聞等による人権問題の動向等の情報収集
 - ②市町村や団体が行うイベント講座等の情報収集
- 2) メールマガジン「人権あらかると」(月2回) 提供
- 3) 人権リレーエッセイをホームページで提供

3 講師リスト・紹介事業

- 1) 人権啓発の講師リストを作成し各市町村等に提供 近畿県内の人権啓発事例から講師リストを作成。
- 2) 人権啓発の講師を紹介

|4| コミュニティづくり活動事例紹介事業

- 1) 人権尊重のコミュニティづくりの事例収集
 - ①地域にかかわるコミュニティづくり
 - ②人権問題にかかわるコミュニティづくり
- 2) 事例報告書の作成 収集事例から10事例程度を選んで報告書を作成。
- 3) コミュニティづくり実践交流会の開催 収集事例の発表と交流の場として交流会を開催。

Ⅲ. 人材養成事業

|1| 人権総合講座事業

1) カリキュラム

総合的に人権問題を学ぶために、約 120 科目を段階 別(基礎、応用、専門)に組んだ人権総合講座を開催。

- 2) 養成コース
 - 6つの養成コースを設定し修了認定。
 - ①人権総合相談員養成(基礎) コース
 - ②人権総合相談員養成(応用) コース
 - ③人権総合相談員養成(専門)コース

④人権担当者新転任養成コース

- ⑤人権啓発ファシリテーター養成コース
- ⑥人権コーディネーター養成コース